

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年9月12日（平成28年（行情）諮問第579号）

答申日：平成28年12月15日（平成28年度（行情）諮問第589号）

事件名：特定事業の施行に伴う特定施設に係る物件補償等に関する用地協定等
に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1ないし文書7（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、建物及び工作物所有者の氏名を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成27年8月5日付け国近整総情第1093号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、印影を除いた全ての情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（別紙の2に掲げる文書1ないし文書7について計5件の審査請求を行っている。）

平成17年10月11日の最高裁判所の判例法理が本件に妥当すること、特定法人に関する情報でないものは開示しなければならないこと、請求文書が公共事業に関するものであり、被補償者が地方公共団体であることから個人及び法人に関する事項は含まれていないこと、国の情報は開示しなければならないこと、補償金額は一般人でも推知できる。

（2）意見書

ア 決定を取り消し、印影を除いて全部公開せよ。

（ア）処分庁は諮問するまでの390日以内に部分開示ができた。

（イ）審査会運営規則24条3項の別紙の2に掲げる文書6を分離して答申を求める。

イ 諮問庁がした諮問手続は、審査会設置法に違反する。

（ア）審査請求人は、処分庁の教示により、17文書を1件ごと開示請

求し、また、開示された17文書のうち、別紙の2に掲げる文書1ないし文書7について、まとめて5件にし、審査請求を行った。

(イ) 諮問庁は、審査請求人に諮問を1件に併合する通知をしておらず、また審査請求人は諮問を1件に併合することを承諾していない。よって、諮問庁の本件諮問手続は違法な手続といわざるを得ない。諮問手続に瑕疵があることから差戻し又は更正するか、又は本件諮問を無効とすべきである。

ウ 理由説明書において不開示理由の取消変更はできない。

(ア) 処分庁が、別紙の2に掲げる文書6の一部を不開示にした理由は、開示決定通知書では法5条2号イと説明しているが、諮問庁から提出された理由説明書では、不開示部分は、被補償者である特定個人の情報であると記載されている。処分庁は、理由の取消・変更又は理由の追加をしていない。また、当該不開示部分が個人情報であるという資料又は証拠書面の提出がない。

(イ) 事務費の算出率で個人情報は判明しない。

エ 旧公開法6条に違反して開示していない。

別紙の2に掲げる文書6において、個人を特定する情報は、別図(別添資料は省略)に着色された区画である。当該文書には個人名、住所、地積、地番等の記載が無く、特定地番と記載するのみで個人情報の記載はない。外の文書からも個人を特定する部分はない。

そうすると、処分庁は、個人情報が含まれる部分が印影と同じく地図の「別図」であると教示し、その範囲を不開示にすると、法6条に該当するから、補償等の金額を開示できると教示できるものである。そして開示できたのである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、別紙の1に掲げる文書の開示を求めたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、当該開示請求に関する文書として全17文書を特定し、個人の印影、法人の印影、所有者等個人の氏名、甲(国土交通省)及び乙(特定法人)が負担した補償額等について不開示とし、その余を開示する一部開示決定(原処分)を行った。

(3) 本件審査請求は、開示文書のうち、別紙の2に掲げる文書1ないし文書7(本件対象文書)の原処分に関し、印影を除いた不開示部分(別表の不開示部分3及び4)の全部開示を求めて、諮問庁に対し提起されたものである。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人が原処分で不開示となった部分のうち印影以外を争点として

いることから、諮問庁において、所有者等個人の氏名、物件補償等の負担額等を不開示とした原処分 of 妥当性について検討する。

(1) 所有者等個人の氏名（別表の不開示部分3）について

当該不開示部分には、近畿地方整備局が施行する高規格堤防整備事業と特定法人が施行する特定高速道路事業（以下、併せて「本件事業」という。）において、①被補償者たる借家人、②被補償者たる建物及び工作物の所有者、③建物等配置図作成者の氏名が記載されている。

それぞれ個人の氏名であるから、法5条1号本文に規定する特定の個人を識別することのできる情報に該当する。

処分庁によれば、国土交通省において個々の支払金額等補償の内容について被補償者等の氏名を含めて公表を予定しておらず、現に公表していないと説明しており、その説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

したがって、①ないし③は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しない。

以上より、当該不開示部分を法5条1号に該当するとして不開示とした原処分は妥当であるとする。

(2) 甲及び乙が負担した補償額等（別表の不開示部分4）について

当該不開示部分には、本件事業において補償対象となる建物等についての補償額及び近畿地方整備局と特定法人とがそれぞれ負担する金額等が記載されているものである。なお、各々の文書で補償内容等が異なることから、それぞれ検討を行うこととする。

ア 文書1、文書2及び文書7について

(ア) 文書内容及び不開示部分

当該文書は、本件事業の施行に伴う特定市立保育所に係る物件補償等に関する用地協定の文書1と、その協定に係る特定年度の協定である文書2、特定下水処理場及び特定ポンプ場に係る物件補償等に関する変更用地協定の文書7である。

これら文書の不開示部分には、特定市が設置している公共施設に対する補償費、その他必要となる調査費及び事務費並びにそれらの合計額である負担額が記載されている。

(イ) 法5条2号イの該当性

処分庁は原処分において、補償費、その他必要となる調査費及び事務費並びにそれらの合計額は、建物等の調査及び用地の取得を行うこととなる特定法人に帰属するものであり、当該法人の情報であるとし、これらを公にすると、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして、不開示とし

ている。

しかし、補償費、その他必要となる調査費及び事務費並びにそれらの合計額については、地方公共団体である特定市が設置する施設にかかる情報であり、その金額の一部については市の決算報告等において既に公になっていることから、これらを公にしたとしても当該法人の利益が害されるとは認められず、法5条2号イに該当するものではない。

(ウ) 法5条6号該当性

当該建物等の設置主体は特定市であり、当該建物等は公共施設である。また、対象建物等の補償及び移転は既に完了しており、その金額の一部については決算報告等において既に公になっていることから、これを公にすることで、国等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えず、法5条6号にも該当しない。

したがって、法5条2号イに該当するとして不開示とした原処分は妥当ではなく、諮問庁としては、当該不開示部分すべてを開示することが妥当であると考える。

イ 文書3、文書4及び文書5について

(ア) 文書の内容及び不開示部分

当該文書は、本件事業の施行に伴う特定A地内における移転補償等に関する用地協定の文書5と、その協定に係る特定年度の協定である文書3及び4である。

当該文書の不開示部分には、負担額として、不特定多数の権利者に関する土地及び建物等に対する補償費、その他必要となる調査費及び事務費並びにそれらの合計額が記載されている。

(イ) 法5条2号イの該当性

処分庁は原処分において、補償費、その他必要となる調査費及び事務費並びにそれらの合計額は、建物等の調査及び用地の取得を行うこととなる特定法人に帰属するものであり、当該法人の情報であるとし、これらを公にすると、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして、不開示としている。

しかし、当該文書の不開示部分の補償費には、不特定多数の権利者個人又は法人に関する補償費の合計額が記載されており、当該不開示部分の情報を公にしたとしても、特定の個人又は法人を特定することはできず、補償金額が明らかになることはないことから、当該法人の利益を害することにはならないものと認められ、法5条2号イに該当するものではない。

(ウ) 法5条1号該当性

上記(イ)のとおり、当該不開示部分には、不特定多数の権利者個人又は法人に関する補償費及び事務費の合計額が記載されており、被補償者である特定の個人又は法人を特定することはできないものであるから、これらを公にしたとしても、特定個人の補償金額が明らかになるとは認められず、法5条1号には該当しない。

また、調査費についても建物等の調査のため一般に公募され請負に付されている業務に要する費用であり、事務費については、審査請求人の主張どおり公の通知により決定されているものであることから、それぞれ法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するものと認められ、非開示情報には該当しない。

(エ) 法5条6号該当性

上記(イ)のとおり、補償費、その他必要となる調査費及び事務費並びにそれらの合計額を公にしたとしても、国等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えず、法5条6号にも該当しない。

したがって、法5条2号イに該当するとして不開示とした原処分は妥当ではなく、諮問庁としては、当該不開示部分全てを開示すべきであると考えます。

ウ 文書6について

(ア) 文書の内容及び不開示部分

当該文書は、本件事業の施行に伴う特定B地内における建物等に係る移転補償等に関する用地協定である。

諮問庁にて処分庁に確認したところ、当該開示文書の不開示部分には、被補償者である特定個人の所有する建物等に関する補償費、事務費及びそれらの合計額である負担額が記載されている。

(イ) 法5条2号イ該当性

処分庁は原処分において、当該不開示部分は、建物等の調査及び用地の取得を行うこととなる特定法人に帰属するものであり、当該法人の情報である。これらを公にすると、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして、不開示としている。

当該文書の不開示部分の補償費、事務費については、被補償者である特定個人に関する情報であり、当該不開示部分の情報を公にすることは当該法人の利益を害するものと認められ、法5条2号イに該当する。

(ウ) 法5条1号該当性

当該不開示部分の補償費については、個人の収入、所得、資産等の一部を成すものであって、被補償者の個人情報として秘匿すべき情報であり、法5条1号に該当する。

なお、土地に関する補償費については、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づき、標準地を選定し、近傍類地の取引事例を基に不動産鑑定評価結果と調整し、公示価格を規準として算定された正常な取引価格であるため、一般人であればおおよその見当をつけることができる客観的な価格であることから、法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するものと認められ、非開示情報には該当しない。

ただし、建物等に関する補償費は、その価格要因の全てが公示されるものではなく、一般人は外部から観察することができるにとどまり、建物の内部構造、使用資材、施工様態、損耗の状況等の詳細を知ることはできないことから、一般人であればおおよその見当をつけることができるものとは言えず、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ又はハにも該当しない。

したがって、当該文書の補償費は建物等に関する補償費であることから、法5条1号本文により不開示とすべきであると考えられる。

また、事務費、補償費と事務費の合計額である負担額については、別途開示している文書において、事務費の算出に用いる率が開示されていることから、これらの金額を開示することによって、個人情報たる補償費を導き出すことが可能であるため、これらも開示することはできない。

(エ) 法5条6号該当性

当該不開示部分の補償費については、被補償者の個人情報として秘匿すべき情報であり、もし、補償費が外部に開示されるような事があれば、今後、補償費は第三者に知られないものと期待し、国土交通省を信頼した上で交渉に応じている地権者の信頼を失墜することになる。地権者との信頼関係の上に成り立っている用地交渉において、信頼の失墜は致命的なものであり、国等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものといえ、法5条6号に該当する。

以上より、法5条1号本文、同条2号イ及び同条6号の規定により本来不開示とすべきであったところ、法5条2号イに該当するとして不開示とした原処分は、結果として妥当であると考えられる。

(3) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記の判断を左右す

るものではない。

3 結論

以上のことから、諮問庁としては、不開示部分のうち印影、所有者等個人の氏名を除いた部分については、文書6の特定個人である被補償者に対する補償金額等が記載されている部分是不開示を維持し、その余の不開示部分については、追加開示することが妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年10月18日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年11月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書を含む17文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書7（本件対象文書）について、印影を除いた不開示部分（別表の不開示部分3及び4）の開示を求めているところ、諮問庁は、理由説明書（上記第3の2）において、文書1ないし文書5及び文書7に係る不開示部分4については、法5条1号、2号イ及び6号に該当しないとして開示することが妥当であるが、残りの文書6に係る不開示部分4及び文書5に係る不開示部分3については、同条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とすることが妥当であるとしている。

したがって、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、別表に掲げる不開示部分3に含まれるものとして、建物及び工作物所有者である法人名の記載部分が黒塗りされているが、当該部分は、原処分において不開示とされた情報ではないので、以下の検討対象からは除外する。

2 不開示情報該当性について

(1) 不開示部分3（文書5）について

本件対象文書を見分すると、①被補償者である借家人、②被補償者である建物及び工作物の所有者並びに③建物等配置図の作成者の氏名が不開示とされていることが認められる。

ア 被補償者である借家人及び建物等配置図の作成者の氏名について
当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、同項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 被補償者である建物及び工作物の所有者である個人の氏名について
当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、当該個人は原処分で既に開示されている地番の土地の不動産登記簿上の所有者であるとのことであり、既に開示されている土地の地番等の情報から、その土地、建物及び工作物の所有者の氏名は、何人でも登記簿によってそれを確認することができるのであるから、当該部分は、法5条1号ただし書イの法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し、開示すべきである。

(2) 不開示部分4（文書6）について

本件対象文書を見分すると、建物に関する補償費、事務費及びそれらの合計額である負担費が不開示とされていることが認められる。

ア 補償費について

当該補償費は、文書6で既に開示されている特定地番の建物に関するものであるところ、諮問庁によれば、不動産登記簿により同建物の所有者が特定個人であることが容易に判明することであるから、当該補償費は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

個人が所有する建物等について、いくら補償費が支払われたかについては、諮問庁が上記第3の2（2）ウ（ウ）で説明するとおり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、本件では、被補償者である個人の氏名が容易に明らかになることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示することはできない。

したがって、補償費は、法5条1号に該当し、不開示とすることが

妥当である。

イ 事務費及び負担費について

諮問庁は、理由説明書において、事務費並びに事務費及び補償費の合計額である負担費については、別途原処分で既に開示している文書において、補償費から事務費を算出する際の割合（率）が開示されていることから、これらの金額を開示することによって、結局、補償費を導き出すことが可能である旨説明する。

上記諮問庁の説明は否定し難く、事務費並びに事務費及び補償費の合計額である負担費は、上記アと同様の理由により、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 上記ア及びイから、不開示部分4については、法5条1号に該当すると認められるので、同条2号イ及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分については、建物及び工作物所有者の氏名は同条1号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条2号イ及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件開示請求で開示を求める文書

国土交通省（近畿地方整備局：特定河川事務所を含む）が保有する下記の文書。（CD-R等を含む）

文書① 特定年月A特定河川左岸における高規格堤防計画と高速道路計画についての覚書

文書② 特定年月B高規格堤防整備事業及び特定高速道路事業並びにまちづくりとの一体整備に関する基本協定

文書③ 特定年月B高規格堤防整備事業と特定高速道路事業の施行に関する協定

文書④ 特定年月C特定河川高規格堤防整備事業及び特定高速道路事業と一体的に整備を行うまちづくり基盤整備事業の実施に向けた協定〈まちづくり協定〉

文書⑤ 特定年月D高規格堤防整備事業と特定高速道路事業との一体整備に係る工事に関する基本協定

文書⑥ 上記以降の協定書，確認書，契約書，補償費，支払明細等の文書

2 本件対象文書

文書1 高規格堤防整備事業と特定高速道路事業の施行に伴う特定市立保育所に係る物件補償等に関する用地協定

文書2 高規格堤防整備事業と特定高速道路事業の施行に伴う特定市立保育所に係る物件補償等に関する特定年度A協定

文書3 高規格堤防整備事業と特定高速道路事業の特定A地内における施行に伴う移転補償等に関する特定年度A協定

文書4 高規格堤防整備事業と特定高速道路事業の特定A地内における施行に伴う移転補償等に関する特定年度B協定

文書5 高規格堤防整備事業と特定高速道路事業の特定A地内における施行に伴う移転補償等に関する用地協定

文書6 高規格堤防整備事業と特定高速道路事業の特定B地内における施行に伴う移転補償等に関する用地協定

文書7 高規格堤防整備事業と特定高速道路事業の施行に伴う特定下水処理場及び特定ポンプ場に係る物件補償等に関する変更用地協定（その2）

別表

	不開示とした部分	原処分における 不開示理由	該当する 本件対象文書
不開示部分 1	個人の印影	法5条1号	文書 1, 5
不開示部分 2	法人の印影	法5条2号イ	文書 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7
不開示部分 3	所有者等個人の氏名 (借家人の氏名, 建物及び 工作物所有者の氏名, 建物 等配置図作成者の氏名)	法5条1号	文書5
不開示部分 4	甲及び乙が負担した補償額 等	法5条2号イ	文書 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7